



施設基準 / 療養担当規則関連等一覧

当院は以下の施設基準に適合している旨、厚生労働省地方厚生局への届出を行っています

歯科初診料の注1に規定する基準

以下の「歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準（歯初診）」を満たしています。

1. 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じている。
2. 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保している。
3. 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されている。
4. 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っている。
5. 年に1回、院内感染対策の実施状況等について、様式2の7により地方厚生局長に報告している。

小児口腔機能管理料の注5に規定する口腔管理体制強化加算

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能等の管理を含むもの）、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。

電子的歯科診療情報連携体制整備加算1

当院ではオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

また、マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した詳細な明細書を無料で発行しています。

歯科外来診療医療安全対策1

当院では、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

歯科外来診療感染対策加算1

当院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

歯科治療時医療管理料

全身疾患をお持ちの患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

歯科訪問診療料の注16に規定する基準

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

手術用顕微鏡加算

複雑な根管治療及び根管内の異物除去を行う際には、手術用顕微鏡を用いて治療を行っています。

歯根端切除手術の注3

手術用顕微鏡を用いて治療（歯根端切除手術）を行っています。

クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

歯科技工加算1・2

院内に歯科技工士がおりますので、迅速に義歯（入れ歯）の修理及び軟質材料を用いた義歯内面の適合状態の調整を行います。

歯科技工士連携加算1・2

患者さんの補綴物製作に際し、歯科技工士（歯科技工所）との連携体制を確保しています。また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

光学印象

患者さんのCAD/CAMインレーの製作に際し、デジタル印象採得装置を活用して、歯型取りなどの調整を実施しています。

一般名処方加算1・2

安定的な治療を提供する観点から、医薬品の処方は、有効成分が同一であればどの医薬品（後発医薬品含む）も調剤可能な「一般名処方」を行っており、その旨の十分な説明を実施しています。

歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組を実施しています。

歯科技工所ベースアップ支援料

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組を実施しています。

■ 当院は保険医療機関です。

■ 当院では個人情報保護に努めています。問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の個人情報は、正当な利用目的以外には使用いたしません。

■ 入れ歯を新しく作製した場合、原則として、印象採得を行った日から起算して6ヶ月間は同一の入れ歯を保険診療で作直すことができません。この規定は、他の医療機関で作製された入れ歯についても同様に適用されます。

■ 当院では診療情報の文書提供に努めています。

■ 令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は特別の料金は要りません。